# 帝末期における浦賀湊の大砲鋳造事

### はじめに

保有する」と指摘した(2)。

た」と述べ、大砲製造所に関しては納入先の近くに特設の作業場をない細分された分業形態を持つ工場での就業経験を得た者も多かっ従来の鉄砲鍛冶に比べ、遥かに豊かな技術的経験を得、従来にはされる新式の銃の製造や修理に従事して、伝統的な銃のみを扱った的に従来より多くの鉄砲鍛冶を生み出した。彼らの一部は続々導入機械工業への展開を検討した鈴木淳氏は、「小銃製造の展開は、量その後、幕末期の小銃生産を担った鉄砲鍛冶に着目して明治期の

## 神谷大介

けた」とも述べている(3)。 工において、程度の差はあれ、在来技術より進歩した技術を身につかし、鋳造部門内の職人も鉄砲鍛冶と同様に、大型鋳物の鋳造や加新の機械製造への発展の道は閉ざされていたと指摘しているが、「しの中でも設置され得るとし、工作機械を持たない鋳砲工場からの最設けて職人・人夫を集めて鋳造するという在来の鋳物師の生産体制設けて職人・人夫を集めて鋳造するという在来の鋳物師の生産体制

こ。の工業化を視野に入れ、生産形態や技術段階に焦点が当てられてきの工業化を視野に入れ、生産形態や技術段階に焦点が当てられてきこのように幕末期における銃砲鋳造に関する研究は、明治期以降

の研究によって一定の蓄積がなされてきたといえる。の展開や銃砲の生産量・構造などを分析した保谷(熊澤) 徹氏(5) ら用鉄砲師胝家の動向に焦点を当てた北村陽子氏(4)、幕府軍事政策さらに、幕末期における幕府の小銃生産に限ってみれば、公儀御

地が残されていると考えられる。 地が残されていると考えられる。 地が残されていると考えられる。とりわけ各地域における幕末期における幕府軍事政策の展開を実態面から考察しようとする幕末期における幕府軍事政策の展開を実態面から考察しようとするれることによって考察の対象外となった部分だとも考えられるが、れることによって考察の対象外となった部分だとも考えられるが、れることによって考察の対象外となった部分だとも考えられるが、しかし、個々の鋳造事業の展開と在地との関わりについては十分しかし、個々の鋳造事業の展開と在地との関わりについては十分

では十分な成果を上げられなかったこと、湯島では青銅砲一七五挺江川家が管理した江戸湯島鋳砲場や豆州韮山反射炉での鉄製砲生産明治製鉄論』がある。ここでは幕府の大砲鋳造事業について、代官造事業を分析の主軸とした大橋周治氏らをはじめとする論稿『幕末ただし、反射炉が設置された地域に関しては、地域固有の大砲鋳

にあったことが想定される。における幕府の技術段階では青銅砲生産に依存せざるを得ない状況生産の技術的限界性が示されているわけだが、逆を言えば、当該期とが指摘されている(6)。つまり、幕末段階における幕府の鉄製砲が鋳造されたがその技術は「旧態依然たる手工業段階」であったこ

視点を据えて、定点観測的に幕府の大砲鋳造事業の在り方を明らか元治元年(一八六四)に設置された相州三浦郡浦賀湊の館浦鋳立場に明らかにするという視角である。本稿ではその一端を抽出するため、ここで重要なのは、幕府軍事政策の展開を在地との関わりの中から条件、具体的な構造を一つ一つ明らかにしていく必要があるだろう。軍事技術の導入を成し遂げたわけであるから、それを可能にした諸幕末段階における技術的限界性を内包しつつも幕府は一定の西洋

はどのように大砲鋳造が行われたのだろうか。 
向されていく(7)。このような幕政上の画期において館浦鋳立場で川関口鋳砲場・滝野川反射炉への移転が進められて鉄製砲生産が指た。それに伴い銃砲鋳造の施設も湯島鋳砲場・韮山反射炉から小石軍奉行並海陸軍器械製造御用出役の小栗忠順が担当するようになって治元年以降、幕府の銃砲鋳造は韮山代官江川英武に代わって陸

にしたいと考える。

船改め番所が置かれ、海防体制の拠点としても機能していた(1)。 における位置し、江戸湾海上交通の拠点として浦賀奉行管轄の役所や割、相互の関係性について分析することは不可欠な作業となろう。 事業を支えた基盤を明らかにする上で浦賀奉行所役人と諸職人が果たした役割については十分に検討されておらず、その全事業を支えた基盤を明らかにする上で浦賀奉行所役人と諸職人の役事業を支えた基盤を明らかにする上で浦賀奉行所役人と諸職人の役事業を支えた基盤を明らかにする上で浦賀奉行所役人と諸職人の役事業を支えた基盤を明らかにする上で浦賀奉行所役人と諸職人が果たした役割については十分に検討されば(9)、当該権職人が果たした役割については十分に検討されておらず、その全事業を支えた基盤を明らかにする上で浦賀奉行所役人と諸職人が果たしたとの経費をめぐる交渉過程やにおける位置付け、浦賀奉行と勘定所との経費をめぐる交渉過程やにおける位置付け、浦賀奉行と勘定所との経費をめぐる交渉過程やにおける位置付け、浦賀奉行と勘定所との経費をめぐる交渉過程やにおける位置しては、既に西村圭子氏が海防政策をは、

り、その立場から事業の詳細を記録している。 り、その立場から事業の詳細を記録している。 り、その立場から事業の詳細を記録している。 なお、本稿では、主として浦賀奉行組同心を勤めた臼井家伝来の「大炮鋳立場御用留」(以下、「御用留」)に依拠して論を進めていく「大炮鋳立場御用留」(以下、「御用留」)に依拠して論を進めていえる。 江戸との関係に着目して検討するのに適当な素材であるといえる。 江戸との関係に着目して検討するのに適当な素材であるといえる。 江戸との関係に着目して検討するのに適当な素材であるといえる。 江戸との関係に着目して検討するのに適当な素材であるといえる。 江戸との関係に着目して検討するのに適当な素材であるといえる。 江戸との関係に着目して検討するのに適当な素材であるといえる。

ることとする。
ることとする。
ることとする。
なこととする。
ない、
た行研究においても明確な基準はなく、
論者によって区々である。
本稿では、
便宜上、
運搬と操作に二人以上を要する大型の火器を示す。
た行研究においても明確な基準はなく、
論者によって区々であることとする。

## 浦賀湊における銃砲鋳造の展開

浦賀湊での銃砲鋳造に関する諸問題を明示しておきたい。簡集である「南浦書信」の記述を手掛かりとして、嘉永期におけるまずは浦賀奉行戸田氏栄が江戸詰めの同奉行井戸鉄太郎へ宛てた書問題に対応するため浦賀湊で大砲(西洋砲)が鋳造され始める(3)。長崎・下田などから廻送されたものであったが、嘉永期以降は海防補賀奉行所に配備された銃砲は、享保期から弘化期までは江戸・

一方、浦賀湊で鋳造すれば運賃は無用であるが、江戸から鋳物師がその場合浦賀湊に廻送する費用が嵩むということが問題であった。に附属している鋳物師松三郎へ直接注文することとされているが、褒美などの手数もかかるとあり、一番手軽なのは下曽根金三郎信敦管轄の銃砲を江戸で鋳造した場合、「狡吏」によって余計な入費や嘉永六年(一八五三)五月一二日付書簡によると(4)、浦賀奉行所

つけざめる。 どちらが経費をかけずに済むのか、ということが問題になっていた鋳造を鋳物師に直接注文する場合、その鋳造場所は江戸と浦賀湊、大勢参加するので旅宿代が増えるという。要するに、ここでは銃砲

六挺も浦賀湊で鋳造されていたことがわかる。たこと、その後この書簡が作成される以前に一五〇目ダイライパス砲鋳造の嚆矢は嘉永元年(一八四八)のハンドモルチール三挺であっまた、同年五月二二日付書簡によると(エ)、浦賀湊における西洋

嘉永六年九月以降、浦賀湊では江戸湾防備のため洋式帆船鳳凰丸 の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。同年一一月二三日付書簡からは「御の建造が行われることとなった。」という様に対している。「出版書)と「江戸表職方」に鋳造させていたことがつまでの需要の在り方が浦賀湊の軍備を規定するという構造をため江戸での需要の在り方が浦賀湊の軍備を規定するという構造を読み取ることができよう。

に西洋砲の鋳造が開始された。浦賀湊において一定の西洋砲が鋳造以上のように、技術的な問題はあったにせよ、浦賀湊では嘉永期がわかる。ただし、「乍去一挺之過ちを以て取棄かね、猶跡一挺申近郊の大津村の者に請け負わせたものの、鋳造に失敗していたこと近郊の大津村の者に請け負わせたものの、鋳造に失敗していたことがの大津村の者に請け負わせたものの、鋳造に失敗していたことがの大津村の者に請け負わせたものの、鋳造に失敗していたことがの大津村の者に請け負わせたものの、鋳造に大戦していたことがの大津村の者に請け負わせたものの、鋳造を浦賀村候処、鋳損し出来残念、掛りも恐入候」とあり、銃砲鋳造を浦賀村候処の鋳造が開始された。

され始めたことは、幕府軍事政策の在地における展開を考える上で

看過することのできない問題であろう。

嘉永七年(一八五四)九月二四日、江戸湾防備体制を再検討するたった。

高永七年(一八五四)九月二四日、江戸湾防備体制を再検討するたった。

高永七年(一八五四)九月二四日、江戸湾防備体制を再検討するたった。

家茂の上洛であったと考えられる(空)。 家茂の上洛であったと考えられる(空)。 は、全体的な江戸湾防備というよりは局所 は、全体的な江戸湾防備というよりは局所 は、全体的な江戸湾防備というよりは局所 は、全体的な江戸湾防備というよりは局所 は、全体的な江戸湾防備というよりは局所 は、全体的な江戸湾防備というよりは局所

万延二年(文久元年・一八六一)正月、浦賀奉行大久保忠董は将軍 方延二年(文久元年・一八六一)正月、浦賀奉行大久保忠董は将軍 方延二年(文久元年・一八六一)正月、浦賀奉行大久保忠董は将軍 方延二年(文久元年・一八六一)正月、浦賀奉行大久保忠董は将軍 方延二年(文久元年・一八六一)正月、浦賀奉行いる。

蒸気船による将軍家茂の浦賀寄港が実現したのは文久三年

(一八六三)一二月、二度目の上洛に際してであったが、これに先立たのな。

だろうか。

## 館浦鋳立場の作業工程と鋳造事業費

の総合的な分析はなされていない。しているものの、作業工程の全体的な流れや二冊作成された金高帳値浦鋳立場の作業工程と鋳造事業費については西村圭子氏が分析

に作業の流れを概観しておこう。ど(Ⅲ)といった大きく三つの工程に分けられる。以下、各工程ごと設の設置(Ⅰ)、大砲の鋳造(Ⅱ)、鋳造作業の後始末や車台の製造な①のようになる。これによると作業工程は、大砲鋳造のための各施〔御用留〕の記述から確認できる範囲で作業工程をまとめると表

建設も開始されている。 建設も開始されている。 建設も開始されている。 を建設するための縄張りを行っている。八月一〇日には車台製造のための「御台之製造所・会所」の二四斤御筒鋳型(図面)が渡され、鋳造の準備が着々と進められていったと考えられる。さらに二八日に「御用掛」から鋳物師棟梁へつた。九月一〇日には「御精場」を建設するための縄張りを行っている。八月一〇日には「御精場」を建設するための縄張りを行っている。八月一〇日には「御代人が大工棟梁と「御据簡御台製造所」、同様に鋳物師棟梁と「蹈役人が大工棟梁と「御据簡御台製造所」、同様に鋳物師棟梁と「蹈役人が大工棟梁と「御据簡御台製造所」、同様に鋳物師棟梁と「蹈れている。

### 表① 館浦鋳立場における作業工程

年代	作業内容	工料
元治元 . 7.19	館浦台場脇持畑に据筒台製造所を建設につき「御用掛」が大工棟梁を召連れ縄張りを行う	I
(1864)	when the transmission of the property of the boundary of the first and the transmission of the first of the f	1
元治元 . 7.19	長磯坂脇伝作持山畑に蹈鞴場建設につき「御用掛」が鋳物師棟梁を召連れ縄張りを行う	
元治元 . 8. 6	御筒切形開始	
元治元 . 8. 6	大津村から廻送した鋳物道具・釜・真鉄・車知・石を台場内の扱い所へ入れ置く	
	1. 11. 11. 1. 1. T. T	
元治元 . 8.10	御簡饒立場地所平均完成	
元治元 . 8.28	鋳物師へ 24 斤御筒鋳型(図面)が渡される	
元治元 . 9.10	車台の製造所・会所建設開始	┿
元治元 .10.1	24 斤御簡鋳型開始	I
元治元 .10.4	鋳潰し鉄古筒吹き流し	
元治元 .10.8	吹流し、レゲーリンク吹き合わせ	
元治元 .10.10	24 斤鋳型砂量り	
元治元 .10.11	丁銅吹流し	
元治元 .10.15	煩鋼吹流し	
元治元 .11.17	貫数改め	
元治元 .11.18	24 斤御筒 1 挺鋳立て	
元治元 .11.19	鋳型開き→完成【1 挺目】	
元治元 .12.8	鋳立て	
元治元 .12.26	舞立と 鋳型開き→完成(24 斤御筒 1 挺)【2 挺目】	1
元治 2.1.22	24 斤御筒鐮立て開始	-
	24 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(1865)	なて7. の練型繰出し、341 できたけぬ到限を→ 片型	1
元治 2.1.23	鋳込みの鋳型燃出し、消して直ぐに鋳型開き→失敗	
元治 2.1.29	80斤切型図を棟梁へ渡す	
元治 2.2.6	24 斤御筒鋳立て→ 13 日までに完成【3 挺目】	-
元治 2. 2.27	24 斤御筒打ち試し	1
元治 2. 2.27	80 斤半側型拵え、賞目積もり	
元治 2.2.28	鋼吹流し	1
元治 2.3.8	素銅 208 貫吹流し、熕銅に 400 貫目吹合わせ	1
元治 2.3.9	24 斤御筒鋳掛け→完成【4 挺目】	
元治 2.3.10	須賀より車台木、尺メにて 35 本が廻送される	ļ
元治 2.3.22	24 斤御筒 3 放打ち試し	1
元治 2.3.23	24 斤御筒 2 放打ち試し	1
元治 2.3.24	24 斤御筒 3 放うち 1 放鏑玉打ち試し	
元治 2.3.24	館浦台場据筒付鉄玉打ち試し	i
元治 2.3.26	「御用掛」が80 斤絵図引き方を行う	
元治 2.3.28	鋳物師棟梁へ80斤御筒鋳型図1枚が渡される	
元治 2. 3.28	御筒台仕立開始	1
元治 2.4.6	津久井県へ材木見分、9日に帰る	
慶応元 . 4.16	80 斤鋳型完成につき火入れ	
慶応元 . 4.18	80 斤鋳型組み合わせの地銅を焼き崩す	
The same and the same of the s	80斤鋳型へ真鋼を入れる	
慶応元 . 4.19		
慶応元 . 4.22	80 斤鋳型開き→完成【5 挺目】	ł
慶応元 . 4.23	大工棟梁引請にて地銅置場の拡張完了	-
慶応元 . 4.24	80 斤 · 60 斤 · 24 斤御筒鉃玉完成	
慶応元 . 5.12	60 斤御筒鋳立て、巳中刻より吹き掛り、午中刻鋳込み完了→完成【6 挺目】	
慶応元 . 5.20	80 斤御筒吹き立て	1
慶応元 . 5.22	80 斤御筒鋳型開き→完成【7 挺目】	- [
慶応元.閏5.3	60 斤砂量り	
慶応元 . 閏 5.30	60斤御筒鋳型へ今暁より火入れ、5つ時頃真銅入れ、夕7つ時から吹き方開始、暮6つ時鋳込み	-
慶応元 . 6.2	60 斤鋳型開き→完成【8 挺目】	1
慶応元 . 6.20	3 貫目ハンドモルチール筒 3 挺吹き潰し	
慶応元 . 6.23	3貫目ハンドモルチール筒鋳型3挺開きのところ出来方良好	
慶応元 . 7.11	御筒ハツリ屑、その他鰆屑取り集め、地銅置場へ入れ置く	п
(σς,//U·//U··I·II	ハンドモルチール御筒台据付け	-
摩広売 0 9	24 斤 御 筒 2 3 本 打 ち 直 し	1
慶応元 . 8. 2		I
慶応元 . 8.14	60斤御筒打ち試し、装業4斤込み2放打つ	
慶応元 . 8.15	60 斤御筒打ち試し、8 つ時 2 放打つ	
慶応元 . 8.16	80 斤薬袋形 1 つ完成	
I		
慶応元 . 8.17 慶応元 . 8.20	80斤楽袋4つ張り置き 80斤御筒1挺、打薬5斤込2放、4つ時打ち試し	

```
慶応元.8.22
          24 斤御簡傷あり、錆かけにつき再度打ち試し
慶応元 . 8.29
          ハンドモルチール筒 3 挺の貫目改め
慶応元.9.1
          80斤・60斤先目当・中目当とも後入れにて4挺とも鋳込み完了
慶応元 . 9.10
          ヨナゲ職人が所々の土をヨナゲする
慶応元 . 9.10
          錐入場取り壊し
          御筒完成につき鋳立場から台場囲内へ持ち込み
慶応元 . 9.13
          24 斤御筒 2 挺を台場へ持ち込む
慶応元 . 9.13
慶応元 . 9.14
          24 斤御筒 2 挺を台場へ持ち込む
慶応元,9.18
          全ての御筒へ藁にて雨覆いをする
          80斤御筒1挺を台場へ持ち込む
慶応元.9.18
慶応元.9.19
          60斤御筒1挺を台場へ持ち込む
          80 斤・60 斤・30 斤 12 挺分の車軸鉄物・後車鋳立て実施
慶応元.9.20
          →御簡8挺全で持ち込み完了
          大砲鋳立御用完了につき鋳物師棟梁が御礼のため会所へ罷出
慶応元 . 9.22
慶応元 . 9.29
          ハンドモルチール簡台3挺完成
慶応元 .10.3
          車軸吹き立て実施
慶応元 .10.3
          台場胸壁 30 斤の場所埋め立て
慶応元 .10.4
          3貫目ハンドモルチール筒打ち試し
慶応元 .10.5
          御筒8挺の貫目掛け改め(10日まで)
慶応元 .10.12
          御筒 12 挺分の矢倉捻子、女捻子を鋳物師吹き立てのこと
慶応元 .10.20
          ハンドモルチール筒3挺とも引き金完成
慶応元 .10.20
          鋳立簡車胴吹き立て
慶応元 .10.30
          台場据簡舶砲 12 斤御筒 6 挺取り壊し、長カノン 12 斤 1 挺を取り卸して鳥ケ崎へ廻送
慶応元 .11.2
          新規鋳立て御簡類据付につきヘッチンク、蜘蛛手据付開始
慶応元 .11.2
慶応元 .11.2
          80 斤・60 斤・24 斤・舶砲 30 斤とも合計 12 挺へ御筒銘彫り付け完成
慶応元 .11.14
          御筒色付け開始
慶応元 .11.24
          玉揚げ台鋳立て
          「御用掛」一同・大工棟梁・同見習らが鋳立御用完了につき場所引き払いの旨を上申する
慶応元 .12.12
```

註)・「大炮鋳立場御用留」(横須賀市所蔵臼井家文書)より作成。

鉄製である。

いて検討してみよう。

次に見積書から作成した表②によって館浦鋳立場内の作業施設に

鉄葉弾六〇玉分小玉、

いずれも

これらの作業施設が見積書通りに建設され

る 24 。 用帳からその詳細を把握できる(56)。すなわち、 匁が浅草御蔵から品川沖を経て浦賀湊に輸送されていたことがわか が求められている。大砲鋳造が終了した慶応元年八月段階に作成さ 銅と錫は浦賀湊では「上品」が売買されておらず幕府からの下付 も地鎕を用いるとされている。 ド長カノン分として実弾三四〇玉・ 弾(スダマ)五〇玉・鉄葉弾(散弾)三〇玉分小玉六〇〇玉、二四ポン ラナートカノン分としてそれぞれ柘榴弾(ガラナート) 一二〇玉・実 れた入用帳によると、丁銅五七九九貫六四匁、錫九九九貫九三六 ドガラナートカノン二挺、二四ポンド長カノン四挺であり、 ると新規鋳造の大砲は八○ポンドガラナートカノン二挺、 れた地鎕(青銅)の内訳と炭手間代が記されているが(3)、これによ 砲弾に関しても鋳造終了後の慶応元年七月に作成された入 地館の内訳をみると、原料となる丁 六〇・八〇ポンドガ 六〇ポン いずれ

鉄製砲弾も完成している。 て同砲三挺が新たに鋳造されている。また同年四月二四日までには は既存の三貫目ハンドモルチール三挺が鋳潰され、 台の製造作業が開始されている。 なお、 六月二〇~二三日にかけて それをもとにし

集め、

土砂に紛れ込んだ金属類の淘げ作業、

錐入場の取り壊しとい

や色付け、車軸・後車・車胴といった車台の部品鋳造などが行われ、

台場への大砲設置、

簡銘の彫付け

その他にも大

一二月一二日に「御用掛」・大工棟梁・同見習が揃って場所引き払

砲に取り付ける照準や捻子の鋳造、大砲八挺の重量を計測して炭手

了したとして鋳物師棟梁が会所で御礼を述べている。

った後始末が行われ、九月二二日には大砲の鋳造作業が滞り無く完

工程Ⅲでは、大砲の仕上作業や鋳造の過程で生じた金属屑の

いの旨を報告して鋳造作業の全行程が終了した。

元治元年二月に作成された入用帳には大砲八挺の鋳造に必要とさ

間代を算出するための貫目改め、

表② 館浦鋳立場の作業施設一覧

る。これによると支出はA~Mの一三項目に分けられ、合計で金ら各支出項目ごとの代金を帳簿の記載順にまとめたものが表③であ

一六一両二分・銀二匁七分一厘三毛となる。西村圭子氏は、元治

よび勘定所から無償給付された銅・錫などの素材を換算し、全体と

元年一〇月付金高帳に計上された金五九七九両三分・銀四分三厘お

して二万両を超えると試算している(28)。しかし、これだと慶応元

あたって、個別に作成された諸入用帳を基礎に金高を集約して勘定Ⅲの始期に作成されており、それぞれの工程での作業を開始するにに関する慶応元年七月付のものである(約)。これらはともに工程Ⅱ・

奉行へ提出した帳簿であったと考えられる。そこで二冊の金高帳か

帳を二冊作成している。このうち一冊は大砲・車台製造に関する元

行われているが、この間、浦賀奉行は勘定奉行に提出するため金高

館浦鋳立場では元治元年七月から慶応元年一二月にかけて作業が

入りを取り締まるための施設である。

治元年一〇月付のもの(2)、もう一冊は砲弾や附属器械、火薬製造

施設名	梁間	桁行	棟数	軒高	屋根	堀立根入	建坪	損料銀	備考	出典
御普請中会所	1間半	4間	2	8尺	切賽造板葺		14 坪	882 匁	1棟は御筒鋳立場、 1棟は御筒台打立場	
大工方細工小屋	3間	10 間	2	8尺	切賽造葉葺		60坪	900 匁	1棟は台打立大工方 細工小屋、1棟は同 断材木置場・木挽小 屋	
鍛冶方細工小屋	3 間	4間	2	1丈1尺	切賽造板葺	1尺5寸	24 坪	1貫200匁	1棟は鍛冶方鉄打延 場、1棟は鉄物仕上 場	1
鋳物方細工小屋	3 間半	10 間	1	1丈1尺	切賽造板葺	1尺5寸	35 坪	1貫750匁		
	2 間半	6間	1	1丈1尺	切賽造板葺	1尺5寸	15 坪	750 匁		
蹈鞴場 (A) 四ヶ所	3 間	5間	1	1丈1尺	切賽造板葺	1尺5寸	15坪	750 匁		]
地銅置場	2間	4間	1	1丈1尺	切妻造板葺	1尺5寸	8坪	400 匁		
御門番所	1間	2間	1	8尺	切賽造板葺		2坪	126 匁		2
御普請会所	1間半	3間	2	8尺	切賽造板葺		9坪5合	598 匁 5 分	1棟は器械御製造・ 玉置場普請会所、1 棟は玉鋳立場会所	
蹈鞴場 (B)	2 間	3間	1	1丈1尺	作造板葺		6坪	300 匁		(3)
細工小屋	3間	8間	2	1丈1尺	切賽造板葺	1尺5寸	48坪	2貫400匁	1棟は器械御製造・ 玉置場普請細工小 屋、1棟は玉鋳立場 細工小屋	_
合 計		•	16				236坪5合	10 賞 56 匁 5 分	200000000000000000000000000000000000000	

註)・①元治元年5月「浦賀表御筒鋳立・同断台打立御替請中会所・細工小屋・囲菱矢来・会所御入用共仕訳帳」、②元治元年 10月「浦賀表御筒御製造場御門番并同所小買物共御入用仕訳帳」、③慶応元年7月「浦賀表御備場御筒附器械御製造并 玉置場御替請玉鋳立中会所・細工小屋・囲菱矢来・会所御入用仕訳帳」(いずれも「大炮鋳立場御用留」所収)より作成。

### 今百年に ユス士山 -

表(3	金高帳にみる支出一覧			によ	
分類	項目	代金	出典	よると(29)	
A	館浦御傭場御据簡大小8挺御鋳立炭手間御入用	2765 両		ځ	
В	和流御筒 25 挺・舶来御筒 3 挺撃砕炭手間御入用	60 両		29	
С	館浦御備場御据筒附海岸熕車 12 挺御製造御入用	2990 両	①	Š	
D	館浦御備場御据筒并海岸熕車御製造中会所囲菱矢	金 155 両 1 分·銀 10 匁 7 分		元	
	来・細工小屋・蹈鞴場・榜示杭其外会所御入用			治	
E	館浦御傭場御据簡鑄立場御門番所御入用	金9両1分·銀4匁7分3厘		九治元年	
	小 計	金 5979 両 3 分·銀 4 分 3 厘		年	
F	館浦御台場御据簡新規御鋳立之分8挺御貯玉御製	金1182両1分·銀11匁8分2厘8毛		にお	
	造御入用			がけ	
	館浦御台場御据筒器械御製造御入用	金 432 両 1 分 · 銀 6 匁		る	
Н	館浦御台場在来御据筒 24 斤 4 挺分增御貯玉御製	金 159 両 2 分・銀 3 匁 2 分 5 厘		る幕府	
	造御入用			府	
I	館浦御台場砲門 4 ヶ所埋塞御入用	金58両1分・銀2匁5分9厘	(a)	の	
J	館浦御台場御据筒玉置場新規御取建御入用	金132両1分・銀7匁9分9厘2毛		陸	
38.38	80 斤・60 斤製薬道具御入用	7両1分		軍関	
L	調合薬入桶仕立御入用	金117両1分・銀5匁		関	
M	右御品々御製造中会所・細工小屋・菱矢来・会所	金92両·銀10匁6分2厘3毛	1 1	係費	
	御入用			費	
	小 計	金2181 両3分·銀2匁2分8厘3毛		のうち	
	総 計	金8161両2分·銀2匁7分1厘3毛		かち	
註)・	注)・①元治元年 10 月「館浦御傭場御据筒并海岸熕車御製造金高幔」・②慶応元年 7 月「館浦御台場御据筒・御貯玉・器械・玉置場・製造道具・調合薬入桶・砲門埋塞御製造并小屋会所御入用金高帳」(いずれも「大炮鋳立場御用留」所収)より作成。				

る経費が脱漏することになる。よって、二冊の金高帳を合わせた金 年七月付金高帳に記載されている砲弾や附属器械、火薬製造に関わ 八一六一両二分・銀二匁七分一厘三毛を全体的なおおよその事業費 近世中後期を対象に幕府財政の実態を考察した飯島千秋氏の研究 浦台場の備砲鋳造の目的で臨時に設置されたに過ぎない鋳立場での とはいえないだろう。仮に陸軍関係費に計上されていなくとも、館 るとすれば、約七%を占めていた計算になる。いずれにせよ、個別 0 の鋳造事業が幕府全体のそれに占める割合としては決して低い数値 立・小筒張立車台製作」に関わる経費は八万七九八六両とある。 中に元治元年一〇月付金高帳の金五九七九両三分余が含まれてい

と見なすべきであろう。

その条件をどのように捉えたらよいのだろうか。この点を念頭に置 互の関係性などに着目して検討していきたい。 いて、以下では事業に関わった浦賀奉行所役人と諸職人の役割、 策を捉える上での重要な論点を提示しているといえよう。 鋳造事業にこれだけの経費が必要とされたこと自体、幕府の軍事政 では、それだけの規模の事業が、なぜ浦賀湊で展開し得たのか、

## 「御台場御据筒鑄立御用掛」の任命

場の整地が完了すると、与力佐々倉桐太郎・同心岩田平作が加わっ り」になっているが、これは鋳造事業における経費のとりまとめを と考えられる。元治元年七月には中嶋三郎助が「諸入用元〆御用掛 用留」から判明する限りで大砲鋳造事業に関わった浦賀奉行所役人 助が加わって一四名となり、合原・佐々倉・岡田とともに付切り勤 て一三名となり、 に任命されて館浦鋳立場の築造が始まることになる。翌八月に鋳立 行う役職であったと考えられる。また同時期に与力三名・同心組頭 完成が一一月であるから、それ以前に大砲の鋳造が計画されていた 筒鋳立目論見掛」二名が任命されていたことがわかる。館浦台場の によると、文久三年一〇月に「御筒類取調掛」五名、一一月には「御 の諸掛任免時期・掛の名称・人員構成をまとめたものである。これ たのは「御用掛」に任命された浦賀奉行所役人であった。表④は「御 |名・同心六名の計||一名が「御台場御据筒鋳立御用掛」(「御用掛」) 館浦鋳立場における大砲鋳造事業の全行程において現場を統括し 大砲鋳造の工程Ⅱに入っていく。その後中嶋三郎

諸掛任免一覧

任免時期	掛名称	任免状况	役人名	人員構成	総人数
文久 3.10.26 (1863)	御簡類取開掛	9	<b>岡田増太郎</b> ・臼井進平・山本金次郎・金沢 元吉・太田鉉之丞	与力1名・同心4名	5
文久 3.11. 8 (1863)	御簡鑄立目論見掛		合原操蔵・岡田増太郎	与力2名	2
元治元 . 7.	諸入用元/御用掛り	時々台場へ見廻り勤め	中嶋三郎助	与力1名	1
(1864)	御台場御据簡鋳立御用掛	佐々倉桐太郎帰番まで	平田恵太夫		
	御台場御据簡鑄立御用掛		合原操蔵・岡田増太郎・ <u>臼井進平・</u> 柴田伸助・ <u>臼井藤五郎</u> ・福西雅次郎・福西啓蔵・込山 織之介・金沢元吉・太田鉉之丞	与力3名·同心組頭2名· 同心6名	11
元治元 8.	御台場御据簡鋳立御用掛		佐々倉桐太郎		
(1864)	御台場御据簡鑄立御用掛		岩田平作		
元治元 . 8.19 (1864)	御台場御据筒鑄立御用掛	佐々倉桐太郎帰番後も 継続	平田恵太夫	与力4名·同心組頭2名· 同心7名	13
元治元 . 9. 4 (1864)	御台場御据簡鋳立御用掛	付切り差免、見廻り勤 め	合原操蔵		
元治元 .11.21	御台場御据簡鑄立御用掛	付切勤め	中嶋三郎助・合原操蔵	与力5名・同心組頭2名・	14
(1864)	御台場御据簡鑄立御用掛	付切勤め	佐々倉桐太郎・岡田増太郎	同心7名	14
元治 2.1. (1865)	御台場御据簡鑄立御用掛	病気につき御免	佐々倉桐太郎	与力4名·同心組頭2名· 同心7名	13
元治 2. 2.12 (1865)	御台場御据簡鑄立御用掛	鋳立見廻り御用掛御免	平田恵太夫	与力3名·同心組頭2名· 同心7名	12
元治 2.3.17 (1865)	御鋳立御用掛		村松源八郎	与力4名·同心組頭2名· 同心7名	13
元治 2. 4. 6 (1865)	御用掛		金沢喬之助	与力4名·同心組頭2名· 同心8名	14
慶応元 . 7. (1865)	玉薬製造掛	御用掛兼帯		与力3名·同心組頭2名· 同心7名	12
	御用掛	病気につき御免	柴田伸助	与力4名·同心組頭2名· 同心7名	13
慶応元 .11.30 (1865)	御用掛	江戸在勤のため御免	込山機之助・太田鉉之丞	与力4名·同心組頭2名· 同心5名	11

·「大炮鑄立場御用留」(横須賀市所蔵臼井家文書)より作成。 ・役人名のうち与力はゴシック、同心組頭はアンダーラインで示した。

ことになる。

時期により構成は異なるものの、

総じて与力六名、同心組

頭二名、同心八名、計一六名の浦賀奉行所役人が関与した

浦賀奉行や職人に手渡していたものと考えられる。少なく されていること、また浦賀奉行大久保忠董が前述の文久三 に関わった浦賀奉行所役人が大砲の図面を作成し、それを も差添えていること(32) などを考え合わせると、鋳造事業 年一一月付上申曹提出に際して「御鋳立見込之御筒類図面 に任命され、そのうちの多くがそのまま「御用掛」に任命 年一〇月に「御筒類取調掛」、一一月に「御筒鋳立目論見掛 していること(ヨ)、表④のように浦賀奉行所役人が文久三 ろ見当たらない。ただし、「御用掛」が職人に図面を下付 た考えられるが、それを示し得る明確な史料は管見のとこ 「御用掛」の重要な役割としては大砲の図面作成があっ

ようになっている。兼帯していない与力・同心がそれぞれ 応元年七月には「御用掛」が「玉薬製造掛」を兼帯する 新たに任命されている。大砲の試射が行われる前段階の慶 役御免となって減員となるが、二四斤御筒の試射開始前に ていく。翌元治二(慶応元)年の初頭には佐々倉と平田が御 めとして会所に常駐するようになり、 与力村松源八郎、八〇斤御筒の鋳造前に同心金沢喬之助 名ずつ確認できるが、これは元治元年一二月から慶応一 鋳造事業が本格化

中の人数には変更を加えなかった。以上のように「御用掛 御免になったことは史料上確認できなかったので人員構成 る(3)。中嶋と岩田は軍艦操練所への出役期間中、

に浦賀湊で活動をしていなかったと思われるが、「御用掛

年(一八六六)三月三〇日まで軍艦頭取出役を命じられてい

た与力中嶋三郎助と元治元年一一月二二日に富士見宝蔵番

格軍艦組出役に任命された同心岩田平作であると考えられ

の総人数は作業工程に応じて一一~一四名の間で推移し

十分に想定し得るところだろう。砲鋳造に関する一定の知識・技能を前提にしたものであったことは館浦鋳立場の運営を取り仕切っていたことは確かであり、それが大とも大砲の図面を管理し、会所に詰めて鋳造の現場に立ち会うなど

わかる(35)。 請持之業柄可成丈早々熟練候様出精可被致候」(括弧内は著者の注 都而右三人(矢田堀景蔵・勝麟太郎・永持亨次郎) 之者共差図を得、 は不洩様修業いたし、船大工之ものハ船之器械製作を稽古いたし、 打ハ勿論、陸戦并台場之製作等ニ至迄、惣而炮術ニ関係いたし候儀 筆算に関する技能が評価されていたことがわかる(ヨ)。また、阿部 山本は「測量其外炮術筆算等宜仕候者ニ御座候」と、砲術・造船・ 候」、柴田は「大船製造方心得并筆算等宜敷仕候者ニ御座候」、岩田・ 奉行が老中阿部正弘に差し出した取調書によると、中嶋・佐々倉は する実地の教育を受けていた。与力・同心の伝習参加に際して浦賀 は長崎海軍伝習に参加し、オランダ人教官から西洋式海軍技術に関 太郎・柴田伸助・岩田平作および「御筒類取調掛」の山本金次郎ら 任命された浦賀奉行所役人のうち中嶋三郎助・合原操蔵・佐々倉桐 ら同六年にかけて旗本・御家人・諸藩士を対象に行われたオランダ 奉行所役人の存在である。周知の通り、長崎海軍伝習は安政二年か 記)と申し渡しており、砲術の習得が最も重要視されていたことが 正弘は伝習に参加する浦賀奉行所役人に対して「其方共ハ大小炮船 人教師団による西洋式海軍技術伝習のことである(3)。「御用掛」に 「文学才力も有之、炮術其外大船製造方等も相心得御用立候者御座 ここで留意したいのは、長崎海軍伝習への参加経験を有する浦賀

経験者を中核とした人的基盤の蓄積を端的に指し示したものといえという浦賀奉行所役人の存在を挙げていたが、それは長崎海軍伝習浦賀湊で大砲鋳造を行う根拠の一つとして「兼而製造法も研究仕居」述のように浦賀奉行大久保忠董は文久三年一一月付上申書の中で、習得した技術の実践の場であったと位置付けることができよう。前召りたことから館浦鋳立場での大砲鋳造事業は長崎海軍伝習でこうしたことから館浦鋳立場での大砲鋳造事業は長崎海軍伝習で

るだろう。

仕候職方之もの」とあった職人集団の動向ということになる。となると、次に問題とすべきは同じ大久保の上申書に「其節製作

### 四・諸職人の就業

多くの労働力が編成された。他鍛冶・木挽などの職人や資材を運搬するための日雇い人足など、立てる鋳物師のほかに鋳立場建設や車台製作に従事した大工、その立てる鋳物師のほかに鋳立場建設や車台製作に従事した大工、その 館浦鋳立場における大砲鋳造事業には、金属を溶解して大砲を鋳

役人であったが、職人という技術労働力を編成して現場での指揮・鋳造事業全般を統括したのは「御用掛」に任命された浦賀奉行所

に着目して諸職人の動向を考察してきたい。以下では館浦鋳立場を結節点として立ち現れる社会関係の在り方

監督を担ったのはそれぞれの職種の棟梁であった。

### (一)鋳物師集団の就業

など、大砲鋳造の作業工程に関わる諸種の職人を含む集団を示すもなど、大砲鋳造の作業工程に関わる諸種の職人を含む集団を示すもなど、大連村の鋳物師金が(3)、大津村の鋳物師(1)において全国の鋳物が鋳物師棟梁として作業に従事している。近世において全国の鋳物が鋳物師棟梁として作業に従事している。近世において全国の鋳物が鋳物師棟梁として作業に従事している。近世において全国の鋳物が鋳物師棟梁として作業に従事している。近世において全国の鋳物が鋳物師棟梁として作業に従事している。近世において全国の鋳物が鋳物師棟梁として作業に従事している。近世において全国の鋳物が鋳物師検討」とは、棟梁によって編成された鋳物師・鍛冶・仕上職人のことである。館浦鋳立場での鋳物師については支配関係を確組み込まれているが(3)、大津村の鋳物師については支配関係を確組み込まれているが(3)、大津村の鋳物師については支配関係を確組み込まれているが(3)、大津村の鋳物師については支配関係を確組み込まれているが(3)、大津村の鋳物師については支配関係を確組み込まれているが(3)、大津村の鋳物師に流いの銭物師とは、東沿は大津での銭を開入を含む集団を示するなど、大砲鋳造の作業に関わる諸種の職人を含む集団を示する場合に流り、大津村の鋳物師・鍛冶・大津村の鋳物師とは、大津村の銭のである。

のとする。

関与していたことになる。それは権次郎が家族とともに浦賀湊へ引 浦鋳立場での大砲鋳造事業にあたっても鋳物師棟梁の引受人として 年に公郷村名主の父庄司の跡を継いで村々取締役頭取・御改革組合 不相成様可仕候」と奥書していることである。永嶋庄兵衛は安政二 が「前書之通権次郎江御請負被仰付候ニ付而は、同人身分は勿論証 衛門が「証人」として連名しているが、注目したいのは永嶋庄兵衛 役人の指示通りに作業を遂行すること、鋳造作業中に職人や人足に 弐拾四封度四挺」を請け負うにあたって職人を編成して浦賀奉行所 提出している(3)。これによると、「八十封度弐挺・六十封度弐挺・ ずれにせよ、権次郎は八月四日に鋳造請け負いの証文を浦賀役所に 考え合わせると、権次郎もそのうちの一人であったと思われる。い 携わった「大津之者」が権次郎にあたるかどうかは不明だが、浦賀 に請け負ったのは権次郎の方であった。嘉永期に浦賀湊での鋳造に 介があったとも推察できよう。 る(4)。また、権次郎が請負人に選ばれた背景には永嶋庄兵衛の仲 として権次郎のもとへ派遣していたことからも窺い知ることができ っ越した時に庄兵衛が「手代同様之もの」である浅次郎を「取締 は「石納人」として相州・豆州の石材提供を請け負ったが(4)、館 る(3)。品川沖四番・七番台場や越中島・佃島砲台の建造に際して 大惣代、文久三年九月には郡中取締役に就任した地域の有力者であ 人等萬一何様之異変仕候共私御引受申上、御製造御用向都而御差支 を禁止することなどが確認されている。ここでは公郷村年寄の杢左 参加した職人の存在が浦賀湊で鋳造を行う根拠とされていたことを 奉行大久保の文久三年一一月付上申書において嘉永六年時の鋳造に 「不取締」があった場合は人員を再編し、喧嘩・口論・賭博・酒宴 浦賀奉行所役人の申渡しによって館浦鋳立場での大砲鋳造を最初

り寄せるとともに、江戸から鋳物師が追って参着するので鋳立場送風器)や鋳型を固定するための針金などの鋳物道具を江戸から取権次郎は作業の開始にあたって韛(金属の熱処理や精錬に用いる

定されることができる。 を実施しなっているが(名)、この間、道具の調達や江戸の鋳物師職人の動力をはいるが(名)、この間、道具の調達や江戸の鋳物師職人の動力をど作業の準備に奔走していたと考えられる。権次郎の活動基盤の詳細は明確ではないが、江戸が主要な拠点の一つであったことはの詳細は明確ではないが、江戸が主要な拠点の一つであったことはの詳細は明確ではないが、江戸が主要な拠点の一つであったことは、名(名)。権次郎は元治元年七月二二日に出府して三〇日に浦賀湊へる(名)。権次郎は元治元年七月二二日に出府して三〇日に浦賀湊へる(名)。権次郎は元治元年七月二二日に出府して三〇日に浦賀湊へる江戸職人の存在が、ことができる。

め、 の動員に限らず、職人の就業そのものに関わる局面においても見受 題解決を促しているのである。このような「御用掛」の姿勢は人足 「御用掛」からは常五郎と藤蔵の間で熟談するようにと命じられて 浦賀奉行所の権威にすがって問題の解決が図られている。しかし、 棟梁が人足差出しの割合を決めて日雇人足頭に動員を命じようとし は権次郎が常五郎と熟談できたと礼を述べている。ここでは鋳物師 申、両人ニ而談合之上熟談為致候様」と申し渡したところ、翌日に 様申談」じた。これを受けて「御用掛」は権次郎へ「其方取極メ不 と思っていたところ常五郎が七分三分の割合にするよう主張したた 権次郎が人足を両人へ五分ずつの割合で差し出すよう申し付けたい 師棟梁権次郎が「御用掛」に申し出たところによると、日雇人足頭 けられる。この点については以下で触れたい。 いる。「御用掛」はあくまで問題に直接介入せず、当事者間での問 たが、常五郎と藤蔵との間で意見調整ができなかったため、 って「常五郎より入候人足取拵方、藤蔵入候人足同様ニいたし呉候 の常五郎と藤蔵との間で「混雑」があったという(4)。すなわち ついては日雇人足頭が仲介にあたっている。同年九月二〇日に鋳物 また、棟梁は職人だけでなく人足の動員も請け負ったが、これに 権次郎は「御威光ヲ以宜敷相顧度故」と浦賀奉行所の権威を頼 まずは

## (二)「相棟梁」一件にみる就業秩序の維持

元治元年八月には「御用掛」から権次郎率いる鋳物師集団に二四

御筒一挺を鋳造するに至っている(4)。 御筒一挺を鋳造作業に従事し、一一月一九日には取り敢えず二四斤足の動員に関わる不手際があったものと思われる。ただし、権次郎具体的な内容は不明だが、請負証文の趣意に反するような職人・人棟梁之慥成もの」を選抜するために出府している(4)。「不取締」のの翌二日には権次郎に「不取締」があったとして、「御用掛」は「変の翌二日には権次郎に「不取締」があったとして、「御用掛」は「変の第二日には権次郎に「不取締」があったとして、「御用掛」は「変の

鋳物師集団が鋳造事業に関わっていくことになる。「御筒鋳立御用」が命じられ(ヨ)、棟梁永瀬九兵衛を核とする川口のしかしながら、一二月三日には川口宿鋳物師永瀬九兵衛代熊蔵へ

て成長していったとされている(8)。 の伝統的鋳造技術を基盤に、次々と幕藩営事業を上回る利潤を挙げの銃砲の注文も受けていた。こうした中で川口の鋳物師集団は自己られた江戸の湯島鋳砲場にも就業し、それとは別に幕府・諸藩かららようになっていったのは天保改革以降のことで、嘉永六年に設けうようになっていったのは天保改革以降のことで、嘉永六年に設けて成長していったとされている(8)。

他方、権次郎は永瀬九兵衛の「脇棟梁」という形で鋳造に従事し他方、権次郎は永瀬九兵衛の「脇棟梁」とされた(5)。九兵衛と権次郎両人ニ而育の意図があったものと思われる。これを受けて、翌五日、権次郎権次郎を「私脇棟梁」にすることで鋳造事業を円滑に進めようとする九兵権次郎を「私脇棟梁」にすることで鋳造事業を円滑に進めようとする九兵権次郎を「私脇棟梁」にすることで鋳造事業を円滑に進めようとする九兵権次郎を「私脇棟梁」にすることを提案している。ここには地元のできたという。そこで、九兵衛は「御宥免」を願上げると同時に、で割り申渡し有之候事」とされた(5)。九兵衛と権次郎が持立御用へ「脇棟梁」が命じられ、「且利害損失共九兵衛・権次郎が入兵衛を頼っていくことになるが、この経緯については詳しく検討していきたい。でいくことになるが、この経緯については詳しく検討していきたい。でいくことになるが、この経緯については詳しく検討していきたい。でいくことになるが、この経緯については詳しく検討していきたい。

棟梁」を勤めることは「差戻」となり(8)、不足金一五〇両の返納 候而も拒御儀は無之旨」を通知している(5)。 最終的に権次郎が「相 は不相成候間、其儘差置候様」と「相棟梁」願いに反対したという 庄兵衛は「権次郎麁忽之饑有之、此上相棟梁相願候とも麁忽有之候 ること、不足金一五〇両は権次郎が出金することを熊蔵とともに申 可申上旨」を通達し、これを受けた三名は権次郎を「相棟梁」とす る。ここで「御用掛」は永嶋庄兵衛を介して権次郎・杢左衛門・滝 様内談有之候而は御免願申上候外無之段内々之由申出」たわけであ ことを懸念しており、「利徳之処重く、御筒も宜分ニも無之処江右 梁ニ相成、損之節ハ私壱人ニ而出候様ニ相成候而は難饑仕」という 梁」にしてくれとの申出があったという。熊蔵は権次郎側が不足金 る。そうしたところ、翌慶応元年二月一八日になって川口宿鋳物師 なったために杢左衛門がその返納を請け負うことになったのであ うな請奪を提出している(51)。すなわち、権次郎は鋳立御用に際し 負担することで決着している(57)。 に関しては九兵衛・権次郎・杢左衛門らで相談した結果、九兵衛が のである(タメ)。その旨を杢左衛門代百姓甚右衛門が申し出たところ、 し出ている(5)。ところが、後日杢左衛門が庄兵衛に相談したところ、 次郎を呼び寄せ、「先ツ内々ニ而得と掛合いたし、熟談之上会所へ 熊蔵が「御用掛」に伝えたところによると(52)、権次郎から「相棟 次郎不行届より廉々雑費多相成」り、金一五〇両ほどが「不足」に て浦賀奉行所役人から入用金六〇〇両を「内借」していたが、「権 「御用掛」は「相棟梁願候儀は掛之もの存寄無之候ニ付、相棟梁願 一五〇両を確実に支払うのであればそのように願い出るが、「相棟 同年一二月三日、権次郎の証人杢左衛門は「御用掛」に以下のよ

したことは間違いないところだろう。と、権次郎の引受人でもある永嶋庄兵衛の意向が一定の影響を及ぼとしてその決定を当事者間での調整に委ねていることを考慮する用掛」は内々に熟談するようにと命じているのみで、「存寄無之」「差戻」となった理由は明確ではないが、この一件に関して「御

なる場合もあるなど、公権力の存在を前提としたものであったと考認められたものであり、権次郎のように「不行届」があれば御免と滑に編成して幕府の要求に沿った形で御用を請け負う限りにおいて展開していったことを看取できよう。勿論、その裁量は労働力を円正こからは請負人らの裁量を前提として浦賀湊の大砲鋳造事業が

### 一)職人集団の移動

えられる。

仕上職人や鍛冶屋の移動が目立つようになる(N12~20)。これはハのである。砲身の鋳造が終了した慶応元年六月から七月にかけては思われる。九兵衛に「御筒鋳立御用」が命じられて実際に作業が開思われる。九兵衛に「御筒鋳立御用」が命じられて実際に作業が開思われる。九兵衛に「御筒鋳立御用」が命じられて実際に作業が開思われる。九兵衛に「御筒鋳立御用」が命じられて実際に作業が開思われる。元兵衛に「御筒鋳立御用」が命じられて実際に作業が開思われる。元兵衛に「御筒鋳立御用」が命じられて実際に作業が開思われる。元兵衛に、御門掛」との間で事前に何らかの交渉があったものとにあたって「御用掛」との間で事前に何らかの交渉があったものとにあたって「御用掛」との間で事前に何らかの交渉があったものとにあたって「御用掛」との間が表したのである。一一月には川衛の場合は大体の職人数を確認できる。表⑤は川口鋳物師集団による浦賀湊・川口間の移動が目立つようになる(N12~20)。これはハイト戦人を鍛冶屋の移動が目立つようになる(N12~20)。これはハイト戦人を鍛冶を開放したのかは判然としないが、九兵衛の場合は対したのかは判然としないが、九兵衛の場合は対したのがは対象を開放したのかは判然としないが、九兵衛の場合は対象には、1200円は対象を確認できる。

### 表⑤ 川口鋳物師集団の移動

ったといえる。川口の鋳物師集団にとって浦賀湊は川口を拠点とし湊と川口の間を行き来しており、その就業形態は非常に流動的であ

に到着したことを確認できる(N23)。

このように川口の鋳物師集団は作業の進捗状況に応じて適宜浦賀

まる(№21・22)。その後は手当金の受取のため銀次郎が再度浦賀湊ると鋳物師集団による鋳造作業が終了し、職人の川口への帰着が始人が館浦鋳立場で作業に従事していたことがわかる。同年九月にな願いの内容を示したものだが、この時期には少なくとも二四名の職たものである。とりわけ№17は九兵衛が「御用掛」に出した盆休暇

ち直し、照準の取り付けなど仕上作業の段階に入ったことを反映しヅリ(鋳型の合わせ目の隙間に生じた余分な金属)の除去、捻子の打

表(	5) 川口鋳物師9	
No.	年月日	移動の様子
1	元治元 (1864).11.19	鋳物師長吉・辰五郎、用向き出来につき川口へ帰村のため鑑札下付
2	元治元 (1864) .12.17	鋳物師栄次郎・勝太郎、川口より到着
3	元治元 (1864) .12.23	棟梁九兵衛弟銀次郎・職人竹次郎、到着
4	元治元 (1864).12.27	棟梁九兵衛代熊蔵川口へ出立
5	元治 2 (1865) . 1.12	平助・忠蔵、小遣として川口より到着
6	元治 2 (1865) . 1.20	職方の者 2 名および辰五郎悴勝五郎、川口より到着
7	元治 2 (1865) . 1.22	安治郎、棟梁九兵衛訪問のため川口より到着
8	元治 2 (1865) . 1.26	棟梁九兵衛他1名、川口へ出立の旨を届け出る
9	元治 2 (1865) . 2.11	職人栄次郎・勝五郎、「土砂宜しき品」を廻送するため川口への派遣申し立てにつき道中印鑑を持参する
10	元治 2 (1865) . 3. 1	職人長吉・曽五郎、川口へ出立
11	慶応元 (1865) . 5. 2	鋳物師職人 5 名、無断で川口へ出立につき尋問あり
12	慶応元 (1865) . 6.20	川口より来着のかじ屋伊三郎、値段調整のため川口へ出立
13	慶応元 (1865) . 6.22	銀次郎、仕上職人(仙次郎・兵次郎・新太郎・米次郎・金次郎・伊兵衛・松五郎・鍛冶屋角次郎・荷持浅次郎・
ı		上総市蔵)を同道して川口より到着
14	慶応元 (1865) . 6.23	定吉、到着
15	慶応元 (1865) . 6.28	鍛冶屋弥助、川口より到着
16	慶応元 (1865) . 7.3	職人勝次郎・政之助、川口へ出立
17	慶応元 (1865) . 7.7	盆休みにつき 11 ~ 18 日まで九兵衛、12 ~ 17 日まで辰五郎・千次郎・岩次郎・定吉・林蔵・藤次郎・米次郎・
		太郎吉・かじ屋角次郎、川口帰着顧い
	2	13 ~ 16 日まで熊次郎・伝吉・弥助、大山参詣顧い
1		残りの者は弟銀太郎・仕上新太郎・松五郎・伊兵衞・虎蔵・金次郎・かじ屋弥助・栄助・賄忠蔵・平助・市蔵
18	慶応元 (1865) . 7.11	仕上方千次郎・定吉・米次郎・金次郎・岩次郎・かじ屋角次郎、川口へ出立
		太郎吉・かじ屋栄助、「川方」(川口カ)へ出立
19	慶応元 (1865) . 7.12	棟梁九兵衛・仕上藤次郎・辰五郎・林蔵・虎蔵・かじ屋忠蔵・上総市蔵、川口へ出立
20	慶応元 (1865) . 7.18	盆中休日の職人、追々浦賀湊に帰着
21	慶応元 (1865) . 9. 1	かじ屋角次郎・鋳物師弥助、川口へ出立
22	慶応元 (1865) . 9.21	<b>鋳物師・仕上師、22 日の川口への出立を許可される</b>
23	慶応元 (1865) .11.29	鋳物師九兵衛代銀次郎、川口より帰着

註)・「大炮鋳立場御用留」(横須賀市所蔵臼井家文書)より作成。

る。 「銅・錫の江戸からの輸送といった面で有効に作用したと考えられ 湊町としての機能が川口からの土砂の取り寄せ、地鎕の原料となる れ、将軍上洛時には蒸気船の寄港地になったわけだが、そうした 浦賀湊は江戸湾海上交通の要衝であり、それゆえに浦賀奉行が置か た就業形態を維持できる活動範囲内にあったといえよう。そもそも

## (四) 車台製造と木材調達

工棟梁による車台の製造過程においても看取できる。 大砲鋳造事業を支えた湊町としての機能については浦賀役所付大

ている(8)。 に出精し、褒美として鳥目二貫文を下付されための「臨時取建物」に出精し、褒美として鳥目二貫文を下付されで、例えばペリー来航時には職人を動員して昼夜詰め切りで応接の所付大工とは浦賀奉行所の業務遂行上の普請を請け負う専門の大工たのは浦賀役所付大工棟梁伊東金太郎・同見習平吉である。浦賀役たのは浦賀企場の諸施設の建設や大砲を支える車台の製造を請け負っ

そび元月三月一つ日こは司国大臣収負冒をいる前置をことすが見模辺へ出張させたいという金太郎の申し出が許可されている(5)。 元治元年七月一日、木材の買出しのため大工棟梁のうち一名を相

程序で、1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年では1957年で1957

事物資供給ルートとして重要な機能を果たしていたといえる。また品川台場普請における利用も確認でき(6)、幕末期における軍給ルートが浦賀湊の大砲鋳造事業でも利用されていたわけである。という供給ルートが形成されていたが(6)、こうした既存の物資供川では筏による木材輸送が発達し、生産地―相模川―須賀浦―江戸川では筏による木材輸送が発達し、生産地―相模川―須賀浦―江戸川では筏による木材輸送が発達し、生産地―相模川―須賀浦―江戸川では寛文初年に御林が広範に設定され、それに伴い相模

### じすどこかえて

おける幕府軍事政策の展開を考察した。 以上、本稿では、館浦鋳立場での大砲鋳造事業に着目して在地に

いう意味で軍事政策上重要な役割を果たしたと考えられる。場で大砲や火薬を製造して配備するという体制を一定度整備したとける浦賀湊での鋳造事業は、技術的問題はあったにせよ、警衛の現六年五月までに一五〇目ダライパス六挺が鋳造された。嘉永期にお年にハンドモルチール三挺が鋳造されたことによる。その後、嘉永年にハンドモルチール三挺が鋳造されたことによる。その後、嘉永年にハンドモルチール三挺が鋳造されたことによる。その後、嘉永年にハンドモルチール三挺が鋳造の嚆矢は、海防強化を目的として嘉永元

(Ⅲ)の大きく三段階に分けることができる。 (Ⅲ)の大きく三段階に分けることができる。 (Ⅲ)の大きく三段階に分けることができる。 (Ⅲ)の大きく三段階に分けることができる。

挺、すべて青銅製である。また、六○・八○ポンドガラナートカノ

|挺、六〇ポンドガラナートカノン二挺、二四ポンド長カノン四新規鋳造の大砲は入用帳によると、八〇ポンドガラナートカノン

ン用にそれぞれ柘榴弾一二〇玉・実弾五〇玉・鉄葉弾三〇玉分小玉

小玉といった鉄製砲弾も製造された。 六〇〇玉、二四ポンド長カノン用に実弾三四〇玉・鉄葉弾六〇玉分

られる。このうち元治元年一〇月付金高帳に記載された金五九七九 する一定の規定性は看取できる。 たのかは判然としないが、いずれにしても幕府の銃砲生産全体に対 両余が幕府の「大筒鋳立・小筒張立車台製作」の費用に含まれてい 造事業の経費は金八一六一両・銀二匁七分一厘三毛であったと考え 浦賀奉行が作成した金高帳によると、館浦鋳立場における大砲鋳

係性についても考察した。 こうした点を踏まえ、浦賀奉行所役人と諸職人の役割、相互の関

伝習で培われたものであった。 詰めて鋳立場の運営を取り仕切ったが、その技術的素養は長崎海軍 れた浦賀奉行所役人であった。彼らは大砲の図面を管理し、会所に 館浦鋳立場での大砲鋳造事業を統括したのは「御用掛」に任命さ

に携わった大工の棟梁は重要な役割を担ったといえる。 け大砲・砲弾の鋳造を行った鋳物師と、車台の製造や諸施設の建設 などの職人や日雇い人足など、多くの労働力が編成された。とりわ 館浦鋳立場における大砲鋳造事業には鋳物師・大工・鍛冶・木挽

就任をめぐる現場の混乱が生じた。この一件に関しては原則として うになった。このため権次郎の不足金支払い問題と絡んで「相棟梁」 郎も「脇棟梁」という形で鋳造に従事し、両者は利害を共有するよ は武州川口宿の永瀬九兵衛が請け負うようになった。ただし、権次 戸から職人や道具を調達したが、「不取締」があったため、その後 が図られていたと考えられる。 れており、御用請負人らに一定の裁量を認める形で就業秩序の維持 「御用掛」は介入せず、あくまで当事者間による合意形成が志向さ 鋳物師棟梁は、当初、浦賀近郊大津村の金杉権次郎が請け負い江

しているが、これは川口の鋳物師集団にとって浦賀湊が川口を拠点 た。川口の鋳物師集団は進捗状況に応じて浦賀湊と川口の間を往復 次に大砲鋳造事業における浦賀湊の地域的特質についても考察し

> 特質が軍事物資の供給を支えたといえる。 ルートで供給されており、江戸湾海上交通の拠点としての浦賀湊の と考えられる。また、江戸から丁銅・錫、津久井県から木材が海上 とした就業形態を維持できる活動範囲内にあったことを示している

ろうか。 えられる。すなわち、こうした在地における技術受容の基盤が幕府 先進地である江戸・川口から職人を動員し得る範囲内に位置し、海 応し得るだけの人的・技術的前提を一定度備えており、鋳砲技術の の軍事政策を支えた一つの要件であったと考えられるのではないだ 上交通の要衝という特質は軍事物資の供給面で有効に機能したと考 以上のことから、浦賀湊は嘉永期以来、幕府の大砲鋳造事業に適

を示しているともいえるのではないか。 るものではなかったが、それゆえに幕末期固有の銃砲生産の在り方 確認できない。嘉永七年に存在した唐池・洞井戸の鋳立場も以後の かったといえる。つまり、明治期以降の機械工業への展開を担い得 たに過ぎず、工作機械を有するような恒常的な鉄砲生産の場ではな 活動は不明である。これらの鋳立場は必要に応じて臨時に建設され 事業終了後、再び館浦鋳立場で作業が行われたことは管見の限り

ものなのか、この点に関しては本稿で触れることはできなかった。 れるような幕府の銃砲鋳造体制の再編と何らかの因果関係を有する たが、それは元治元年における湯島から関口への鋳砲場移転にみら なろう。浦賀湊においては将軍家茂の上洛が軍備再編の契機となっ 今後の課題としたい。 とするならば、次ぎに問題となるのは幕政上の問題ということに

### 注

- (1) 井上清『日本の軍国主義』I(東京大学出版、一九五三年) のち覆刻(現代評論社、一九七五年)、九二~九四頁。
- 2 小山弘健『日本軍事工業の史的分析』(御茶の水書房、一

- (3) 鈴木淳「鉄砲鍛冶から機械工へ―幕末の小銃生産とその担 のち 『明治の機械工業―その生成と展開―』 ミネルヴァ書房、 い手」(『年報近代日本研究』一四、山川出版社、一九九二年、 一九九六年所収)。
- (4) 北村陽子「公儀御用鉄砲師と幕末――胝家を例として―」(『歴
- (5) 保谷(熊沢)徹「幕府の米国式施条銃生産について」(『東京 史評論」通号五四七、一九九五年)。
- 6 大学史料編纂所研究紀要』 一一号、二〇〇一年)。 一二七・一二八頁。 大橋周治編著『幕末明治製鉄論』(アグネ、一九九一年)、
- (7) 淺川道夫「小栗上野介と徳川幕府の鋳砲事業」(『開国史研 究」一号、二〇〇一年)。
- (8) 西村圭子「幕末期の海防—浦賀港館浦台場にみる—」(西 村圭子編 「日本近世国家の諸相」東京堂出版、一九九九年)。
- (9) 中岡哲郎「技術史の視点から見た日本の経験」(中岡哲郎・ 学、一九八六年)。 石井正・内田星美『近代日本の技術と技術移転』国際連合大
- 九一~二九九頁。 【新編相模国風土記稿】第五巻(雄山閣、一九九八年)、二
- (11) 前揭鈴木論文。
- の頁数を掲げておく。 原典に拠ったが、参考のため「浦賀奉行所関係史料第三集」 関係史料第三集』(横須賀市図書館、一九七〇年)および同編 に翻刻されている。本稿では現在横須賀市所蔵となっている 「新訂臼井家文書」第五巻(横須賀史学研究会、二〇〇七年) 「大炮鋳立場御用留」は横須賀史学研究会編『浦賀奉行所
- (1) 拙稿「弘化・嘉永期における浦賀奉行所の西洋砲術導入問 題」(『市史研究横須賀』二号、二〇〇三年)。
- 浦賀近世史研究会監修「南浦書信」(未來社、二〇〇二年)、

- 同右、三四頁。
- <u>16</u> 同右、一三六頁。
- 17 同右、一五六頁。
- 学研究会、一九九九年)、二二七頁。 横須賀史学研究会編『新訂臼井家文書』第四巻(横須賀史
- して浦賀湊に寄港しているのはこうした前提があってのこと 行われるようになっていく。将軍家茂が蒸気船での上洛に際 朝陽丸・咸臨丸・蟠龍丸などの修復や蒸気船への石炭供給が きたいと考えている。 である。この点については別稿を用意して改めて論述してい 安政期以降、浦賀湊では幕府所有艦船の寄港地化が進み、
- 「新訂臼井家文書」第四巻、二五六・二五七頁。
- 21 同右、二六〇頁。
- 22 「浦賀奉行所関係史料第三集」、七三・七四頁。
- 23 同右、七五~七七頁。
- 24 同右、一一五頁。
- 26 <u>25</u> 同右、一〇五頁。 **同右、一三八頁。**
- 28 27 前揭西村論文。 同右、一三七頁。
- 第一号、一九八八年、のち『江戸幕府財政の研究』吉川弘文 館、二〇〇四年所収)。 飯島千秋「元治期の幕府財政」(「横浜商大論集」第二二巻
- 31 「浦賀奉行所関係史料第三集」、一一五・一二一・一六〇頁。

九六年)および「浦賀奉行所関係史料第三集」、一〇九頁。

「中島三郎助由緒書」「中島三郎助文書」(中島義生、一九

- <u>32</u> 同右、七二・七三頁。
- 公新書、一九九一年)を参照のこと。 長崎海軍伝習に関しては藤井哲博『長崎海軍伝習所』(中

- (34)「長崎御用留」『中島三郎助文書』(中島義生、一九九六年) 六八頁。
- <u>35</u> 同右、六三頁。
- 版、一九九六年)を参照のこと。 世鋳物師社会の構造―真継家を中心として―』(近藤出版社、 一九八六年)、笹本正治【真継家と近世の鋳物師】(思文閣出 近世における真継家の鋳物師支配については中川弘泰「近
- <u>37</u> **『川口市史』近世資料編Ⅱ、№一三四、二六九頁。**
- 38 **【浦賀奉行所関係史料第三集】、九一頁。**
- 文博物館所蔵永嶋家旧蔵文書)。 「永嶋家代々御支配ヨリ御取扱向書抜」(横須賀市自然・人
- 別紙之通金子千両也借用申候処実正ニ御座候」と鴨居村勝七 嶋・越中島御台場御普請築石類御用被の付、右要用ニ差詰 九八〇年〉)。また、元治二年(慶応元年・一八六五)正月には 須賀市文化財調査報告書』第七集〈横須賀市教育委員会、 から多額の費用を調達している(「御台場普請一件書類」 【横 「石納人」として相州足柄郡真鶴村青木平左衛門らから金一 ○○両を借用していることが確認できる(「御普請書類留」「同 永嶋庄兵衛は元治元年五月に「今般品川沖四番七番并佃
- 41 『浦賀奉行所関係史料第三集』、一〇一頁。

- 44
- <u>47</u>
- 「浦賀奉行所関係史料第三集」、一一〇・一一一頁。
- 48 46 45 43  $\widehat{42}$ 同右。 同右。 同右、 同右、 同右、八六・八八頁。 同右、九四・九六頁。 同右、一一〇頁。 前掲中岡論文。 一〇〇頁。 一〇九頁。

- 同右、 一一六頁。
- 53 54 同右、 一一八頁。
- 55
- 56 同右、 一二〇頁。
- <u>57</u> 同右、 一二三頁。
- 58 「新横須賀市史」資料編近世Ⅱ、

59

「浦賀奉行所関係史料第三集」、八三頁。

- 60 同右、一一九頁。
- $\widehat{62}$   $\widehat{61}$ 同右、一二一頁。
- 64 63 同右、一三〇頁。 同右、一二八頁。
- 同右、一三二頁。

65

**「城山町史」六、通史編近世、三四六~三四九頁。** 「藤野町史」通史編、三五七~三六一頁。